

真庭市空家等対策計画策定業務プロポーザルに関する質問に対する回答

	質問項目	質問内容	回答
質問 1	(様式 6) 担当技術者調書	(様式 6)担当技術者調書において「照査技術者」欄が示されていますが、【基本方針】及び実施要領には記述が見当たりません。「照査技術者」の枠は記載を要しますか。記載を要するとすれば、照査技術者の資格要件、照査要領についてお示しください。	記載は不要とします。
質問 2	実施要領 / 2.業務の概要 / 業務内容 / (2)会議等の資料作成と会議の支援	「市が別に設置する検討委員会」における「会議録の作成」について、具体的にはどのようなものを想定されていますか。	会議内容の議事録の作成を想定しています。
質問 3	実施要領 / 2.業務の概要 / 業務内容 / (2)会議等の資料作成と会議の支援	「庁内会議等」の想定回数は「市が別に設置する検討委員会」に準じるものでしょうか。また、「説明、質疑応答への協力」及び「会議録の作成」も同様でしょうか。	お見込みのとおりです。
質問 4	実施要領 / 4.参加資格 / (11)管理技術者	管理技術者の実務経験については行政機関職員、大学教授等の経験年数を含んでもよろしいでしょうか。	含みません。
質問 5	実施要領 / 9.審査方法 / (2)第2次審査	技術提案書の投影について、画面上において提案書の一部の下線挿入、着色、点滅または提案書の一部拡大は可能でしょうか。提案書（たとえば P D F 化した提案書）を投影するだけでしょうか。	P D F データの投影を行います。説明者が P C 操作を行うことで提案書の拡張は可能です。
質問 6	市の所有するデータ等	市の所有するデータ等の内容についてご教授願います。 具体的には、市独自の空き家実態調査（令和元年度調査のあとに実施した調査の有無）、空家所有者アンケート調査（所有者意識について調査したもの）、地図情報（G I S など）などをご提供いただくことは可能でしょうか。	地形図データを想定しています。

	質問項目	質問内容	回答
質問 7	実施要領 9 . 審査方法 (2) 第 2 次審査	「 説明者は、管理技術者と担当技術者を含め 3 名までとします。」とありますが、様式 6、7 - 2 に記載した担当技術者のヒアリング参加は必須でしょうか。	必須です。
質問 8	実施要領 審査基準	様式 6、7 - 2 に記載した担当技術者の資格・実績は、審査基準「配置技術者は十分であるか」の加点要素となりますか。 また、加点要件は管理技術者に求める資格要件・実績と同様ですか。	担当技術者については、参加表明に係る書類に記載された内容を審査・評価します。 加点要件については、同様ではありません。